

# 「ヘルプマーク」の 配布を開始します

県では、「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、障がいのある方が生活を送る上でのハード・ソフト面でのバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。この度、その取り組みの一環として、「ヘルプマーク」の配布を開始します。

●配布期間 7月20日(金)～

●配布場所 役場 福祉課

●配布対象

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

※障害者手帳などの提示や申請書などの提出は不要

●その他

職員からマークの趣旨を説明の上、お一人につき1個配布します。



## ヘルプマークとは

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を

得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成したマークです。かばんなどに付けて使用します。



募集します！

## ヘルプマーク普及パートナー

ヘルプマークの普及啓発にご協力いただける民間事業者を募集しています。この機会にぜひご登録いただきますようお願いいたします。

●登録対象

愛知県内に事業所もしくは活動拠点を有する企業、法人、団体

※支店や営業所単位で登録可

●登録方法

登録申込書に必要事項を記入し、メールまたは郵送で申し込み先へ提出するだけで、手続きは完了です。愛知県にて、内容を確認の上、後日「登録証」を発行します。

※登録される際は要綱をご確認ください。

※登録申込書および要綱は愛知県ホームページ「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度について」からダウンロード可

☞ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/help-partner.html>

●申し込み

愛知県健康福祉部 障害福祉課 企画・調整グループ

☞ [shogai@pref.aichi.lg.jp](mailto:shogai@pref.aichi.lg.jp)

☞ 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

### 主な取り組み事例

- ・県が作成する啓発用ポスターの掲示、リーフレットの配架(県から無償提供)
  - ・セミナーやイベントでのヘルプマークのPR
  - ・社内広報誌でのPR
- 行っていただく取り組みはどのようなことでも構いません！
- ※取り組みに係る費用は、全て事業者様の負担となります。

### 登録のメリット

登録企業名に加え、先進的な取り組み事例は、愛知県ホームページで紹介させていただきますので、「障害者支援に理解のある企業」としてPRすることができます！

# 「ヘルプカード」の 配布対象を拡大します

町で配布している「ヘルプカード」の配布対象を拡大し、援助や配慮を必要とする方であれば、どなたでもご利用いただけるようにしました。

●配布場所 役場 福祉課

●配布対象

拡大前

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病を患っている方

拡大後

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

## ヘルプカードとは…

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が「今、サポートが必要です」と周囲に伝えるために利用するカードです。

ヘルプカードの提示により、日常生活や災害時での困りごとを周りの方が解決しやすくなります。



### ヘルプカード記入見本(中面)

♥私の基本情報	
●氏名	男・女
●生年月日	T・S・H 年 月 日
●住所	東浦町大字
●緊急連絡先	
氏名	続柄 ( )
電話番号	
連絡先名	
+私の医療情報	
●障がい名	
●アレルギー	
●血液型 (RH・+-)	A・B・O・AB
●飲んでいる薬	
●かかりつけ病院	
●主治医	科 医師

### 記入例

苦手なこと…〇〇が不自由です。  
…〇〇が苦手です。

必要な支援

…手話が筆談をお願いします。  
…ゆっくり簡単な言葉で説明してください。  
…私の代わりに電話をかけていただけませんか。

### ヘルプカード記入見本(裏面)

●私、こんなことで困っています。(自由記述)  
私は耳が不自由です。手話が筆談をお願いします。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

発行：東浦町福祉課

## 「ヘルプマーク」・ 「ヘルプカード」の利用者を見かけたら

思いやりのある行動をお願いします

電車やバスなどでヘルプマーク・ヘルプカードの利用者を見かけたら席をお譲りいただくほか、困っているようであれば進んでお声をかけていただくなど、「思いやりのある行動」をお願いします。



問い合わせ 役場 福祉課 内線121